

加東市中学校統一事項を守ろう

平成30年度版
加東市中学校生活指導委員会

市内の4中学校（社・滝野・東条・附属）の生活指導委員会では、君たちが健全な生活を送るために必要なことを申し合わせ、「加東市中学校生徒の統一事項」としています。

1 外出時に守るべき事

- ① 中学生らしい服装を着用する。
- ② 交通ルールを守り、交通安全には十分に注意を払う。自転車を運転するときは、必ず命を守る「ヘルメット」を着用し、1列で走行をする。
- ③ 外出の際は、保護者に下記のことを告げ、承諾を得る。

同行者 行き先 目的 帰宅時刻

「だれと」 「どこへ」 「何をしに」 「いつ帰る」

- ④ 外出中、不用意に見知らぬ人の誘いに応じない。また、普段から人通りの少ない道路の通行を避け、複数で行動するようにする。さらに明るい安全な時間帯に帰宅するように心がける。もしも不審者に声をかけられたり、被害に遭いそうになった場合は、大きな声を上げたり、近所の民家へ逃げ込んだりして助けを求める。そして、直ちに警察か学校に通報する。

2 保護者の同伴を必要とする場合

☆泊を伴うもの：旅行 キャンプ サイクリングなど

☆遊戯施設等（生徒だけでの立ち入りを禁止する）：ゲームセンター（大型店舗のゲーム

コーナー） 映画館 ボウリング場 カラオケハウス コンサート会場

飲食店（ファストフード店など）CD・ビデオ・ゲームソフト等のレンタルショップ

遊園地・遊戯施設（USJ、東条湖おもちゃ王国） プール

☆大型店舗（生徒だけでの立ち入りを禁止する）：社イオン 小野イオン 加西イオン

三田イオン 神戸北イオン 加古川イオン 等

※加東市外への外出については、原則として保護者の承諾を必要とする。

3 禁止事項

① 法律で禁止されているもの

- ★単車、自動車、エンジン付きキックボード等の運転
- ★万引き、飲酒、喫煙、薬物乱用（シンナー・危険ドラッグ 等）

② 携帯電話（スマホ等）の学校への持ち込み禁止

→携帯電話やスマホ等をめぐって、SNSの中のみならず、直接的な人間関係のトラブルにつながったり、様々な事件に巻き込まれたりすることがあります。また、ネット依存によって学習や睡眠に大きく悪影響が出ています。したがって、“所持させないほうが良い”というのが、加東市中学校生活指導委員会の見解です。

③ その他の禁止事項

★友人宅での外泊→トラブルの原因や非行（喫煙・飲酒など）は、全てここから始まります。また、相手方に心配や迷惑をかけることとなります。

★ネットワーク上の誹謗中傷・出会い系サイトの利用 等

→犯罪行為に巻き込まれる危険性大。また、これらの行為自体が法律（条例）に違反する行為です。被害者にも加害者にもならないことが大切です。

★金銭の貸し借り、物品の売買→トラブルの原因となる可能性大。

★深夜徘徊→午後11時から午前5時までには補導の対象となります。非行のきっかけや被害に遭う可能性が大きく、また、保護者の方に大きな心配をかけることとなります。保護者は、特別な事情がある場合を除き、深夜に、青少年を外出させないようにしなければいけません。（青少年愛護条例：保護者の義務）

★路上や駐車場でのローラースケート、スケートボード遊び

→重大な事故の原因となります。

★危険な器具の携帯・使用（エアガン・ナイフ 等）

→重大な事故や事件のきっかけとなります。現在法律でも規制されています。

★危険な場所での遊び、池や川での水泳・ボート遊びや、危険な場所での釣りなど

→重大な事故の原因となります。

★火遊び（危険な花火、爆竹遊び等）→重大な火災の原因になります。

★空き家などへ勝手に出入りしたり、たまり場にしたりすること

→空き家でも所有者がいらっやいます。許可なく出入りすることは不法侵入です。

★賭け事→トラブルの原因となる可能性大。法律でも禁止されています。

★アルバイト→法律で生徒の労働については禁止（規制）されています。

以上、加東市の4中学校の申し合わせ事項とします。この他にも「生徒手帳」を参考にして、健康で安全な生活を送るよう心掛けましょう。